

## 預かり保育について

認定こども園(幼稚園部分)や幼稚園では、教育時間の前後に在園児を対象に預かりを行う「預かり保育」を実施している園があります。各園で実施状況が異なるため、利用方法や料金等は直接各園にお問い合わせください。

### (1) 預かり保育の無償化上限額について

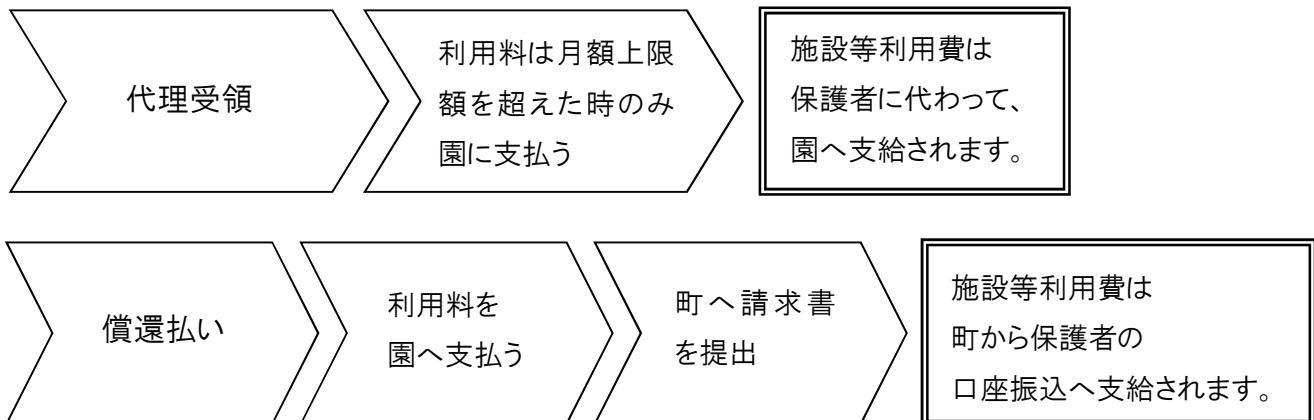
施設等利用給付認定の2号認定/3号認定(P.3のエ)を受けた場合は、預かり保育に係る費用が無償化の対象となります。

認定区分	認定要件	無償化上限額(月額)
新2号認定	保育の必要性がある、3歳児から5歳児までのお子さん	11,300円 ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。
新3号認定	保育の必要性がある、住民税非課税世帯の満3歳児のお子さん	16,300円 ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。

### (2) 「施設等利用費の支給方法(無償化になる方法)」について

上峰町では、代理受領及び償還払いで預かり保育の無償化を実施しています。

この2つの違いは下記のとおりです。



※償還払いの支給頻度は年4回程度です。

無償化になる方法は園により異なりますので、通われる園へお尋ねください。